

森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針

令和2年12月1日
仙 台 市

1 目的

森林地域における太陽光発電事業について、仙台市環境影響評価条例に基づく手続きの実施にあたり必要な環境配慮事項等を定め、事業者に対し事業計画の早期段階から、適切な環境配慮を促し、杜の都の良好な自然環境の保全と、再生可能エネルギーである太陽光発電の普及の両立を図ることを目的とする。

なお、本指導方針は、環境影響評価法に基づく手続きにおいても準用する。

2 対象となる区域

森林法第2条第1項に規定する森林（森林地域）

3 対象となる事業

仙台市環境影響評価条例施行規則別表第1で定める太陽光発電所の設置又は変更の事業（森林地域における敷地面積1ha又は出力4百kW以上の太陽光発電事業）

4 環境配慮事項

（1）森林の保全

- ・ 施設配置等について複数案を検討の上、森林の伐採を極力抑え、可能な限り土地の改変を回避すること。

（2）自然環境（動植物）の保全

- ・ 多様な動植物の生息・生育環境や生態系の連続性に配慮し、ため池等の水辺環境を保全するとともに、適切な残置森林を確保すること。
- ・ 鳥類等への影響に配慮した太陽光パネルの配置等を検討すること。
- ・ 事業実施前後において、動植物に係る詳細な現地調査を実施し、その結果を踏まえ、適切な環境保全対策を講じること。

（3）土砂災害・水害対策

- ・ 傾斜地や軟弱地盤箇所等への太陽光パネル等の設置を回避すること。
- ・ 将来の気候変動の予測も踏まえながら、土砂災害及び水害、周辺の水辺環境への濁水の流出が発生しないよう、適切な造成計画や排水計画等を検討すること。また、斜面や防災調整池、雨水排水路、残置森林等について適正に維持管理を行うこと。
- ・ 土砂災害等に伴い太陽光パネルが破損・流出した場合等における災害対策体制を構築すること。

(4) 生活環境の保全

- ・ パワーコンディショナー等による騒音や低周波音の影響について、民家との離隔や低騒音型機器の採用など、適切な環境保全対策を講じること。
- ・ 太陽光パネルによる光害や景観に係る影響について、反射率の低い太陽光パネル等の採用や向きの検討など、適切な環境保全対策を講じること。

(5) 環境コミュニケーションの推進

- ・ 事業計画や環境保全対策の検討にあたっては、地域住民等に対し丁寧に説明を行うとともに、住民等からの意見に十分配慮すること。

(6) 事業終了後の対応

- ・ 太陽光パネル等を適切に撤去するとともに、リサイクルを優先として適正に廃棄処理すること。
- ・ 周辺の自然環境に配慮しながら、森林の復元や植林など原状回復のみならず環境の創造に取り組むこと。

5 施行期日

令和3年4月1日から施行する。